平成２９年１１月２９日

バス事業者　各位

関東運輸局
自動車技術安全部保安・環境課

一般貸切旅客自動車運送事業者において義務付けられる運行管理者選任数変更への対応の徹底について

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長及び旅客課長より別添（平成２９年１１月２８日付け、国自安第１５８号、国自旅第２１１号）のとおり通達がありましたので了知されるとともに、運行管理者数が不足する営業所においては、下記の対応について徹底いただきますようお願いします。

記

改正運輸規則により運行管理者数を増加させる必要のある営業所（以下「運行管理者数不足営業所」という。）の対応

１．施行日までに必要数の運行管理者を確保し選任するとともに、運輸支局に届出を行うこと。
２．運行管理者数不足営業所であって、必要数の運行管理者を選任できない営業所については、運行管理者数不足の状態で運行を行わないこと。
３．２．の場合については、営業所の統廃合、事業の休止、営業所の廃止等所要の対応を行う必要があること。

以　上

担当：自動車技術安全部　保安・環境課
電話：０４５－２１１－７２５６

別　添

国自安第１５８号
国自旅第２１１号
平成２９年１１月２８日

関東運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）
自動車局旅客課長
（公印省略）

一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所において義務付けられる
運行管理者選任数変更への対応の徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）等の一部を改正する「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成２８年１１月１５日国土交通省令第７８号。以下「改正運輸規則」という。）により、平成２９年１２月１日から一般貸切旅客自動車運送事業者においては、一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに選任すべき運行管理者数が、原則として最低２名とされている。

これを踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」（平成２９年３月３１日国自安第２７３号、国自旅第４２８号）により、各運輸局等において、上記の内容について周知するとともに、営業所ごとの実態を把握し、必要な場合は運行管理者試験の受験、運行管理者資格者証を有する者を雇い入れる等の対応を行うよう通知しているところである。

今般、施行期日を迎えるにあたり、運行管理者数が不足する営業所においては、下記の対応が必要である旨改めて事業者に周知徹底するとともに、引き続きその対応状況について確認し必要な場合は下記について再徹底されたい。

記

改正運輸規則により運行管理者数を増加させる必要のある営業所（以下「運行管理者数不足営業所」という。）への対応について、

１．施行日までに必要数の運行管理者を確保し選任するとともに、運輸支局等に届出を行うこと。
２．運行管理者数不足営業所であって、必要数の運行管理者を選任できない営業所については、運行管理者数不足の状態で運行を行わないこと。
３．２．の場合については、営業所の統廃合、事業の休止、営業所の廃止等所要の対応を行う必要があること。

国自安第１５８号
国自旅第２１１号
平成２９年１１月２８日

関東運輸局自動車監査指導部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）
自動車局旅客課長
（公印省略）

一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所において義務付けられる
運行管理者選任数変更への対応の徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）等の一部を改正する「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成２８年１１月１５日国土交通省令第７８号。以下「改正運輸規則」という。）により、平成２９年１２月１日から一般貸切旅客自動車運送事業者においては、一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに選任すべき運行管理者数が、原則として最低２名とされている。

これを踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」（平成２９年３月３１日国自安第２７３号、国自旅第４２８号）により、各運輸局等において、上記の内容について周知するとともに、営業所ごとの実態を把握し、必要な場合は運行管理者試験の受験、運行管理者資格者証を有する者を雇い入れる等の対応を行うよう通知しているところである。

今般、施行期日を迎えるにあたり、運行管理者数が不足する営業所においては、下記の対応が必要である旨改めて事業者に周知徹底するとともに、引き続きその対応状況について確認し必要な場合は下記について再徹底されたい。

記

改正運輸規則により運行管理者数を増加させる必要のある営業所（以下「運行管理者数不足営業所」という。）への対応について、

１．施行日までに必要数の運行管理者を確保し選任するとともに、運輸支局等に届出を行うこと。
２．運行管理者数不足営業所であって、必要数の運行管理者を選任できない営業所については、運行管理者数不足の状態で運行を行わないこと。
３．２．の場合については、営業所の統廃合、事業の休止、営業所の廃止等所要の対応を行う必要があること。

関東運輸局 自監旅
受 '29.11.28 付
第 409 号

国自安第１５８号
国自旅第２１１号
平成２９年１１月２８日

関東運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）
自動車局旅客課長
（公印省略）

一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所において義務付けられる
運行管理者選任数変更への対応の徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）等の一部を改正する「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成２８年１１月１５日国土交通省令第７８号。以下「改正運輸規則」という。）により、平成２９年１２月１日から一般貸切旅客自動車運送事業者においては、一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに選任すべき運行管理者数が、原則として最低２名とされている。

これを踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」（平成２９年３月３１日国自安第２７３号、国自旅第４２８号）により、各運輸局等において、上記の内容について周知するとともに、営業所ごとの実態を把握し、必要な場合は運行管理者試験の受験、運行管理者資格者証を有する者を雇い入れる等の対応を行うよう通知しているところである。

今般、施行期日を迎えるにあたり、運行管理者数が不足する営業所においては、下記の対応が必要である旨改めて事業者に周知徹底するとともに、引き続きその対応状況について確認し必要な場合は下記について再徹底されたい。

記

改正運輸規則により運行管理者数を増加させる必要のある営業所（以下「運行管理者数不足営業所」という。）への対応について、

１．施行日までに必要数の運行管理者を確保し選任するとともに、運輸支局等に届出を行うこと。
２．運行管理者数不足営業所であって、必要数の運行管理者を選任できない営業所については、運行管理者数不足の状態で運行を行わないこと。
３．２．の場合については、営業所の統廃合、事業の休止、営業所の廃止等所要の対応を行う必要があること。

別　紙

国自安第１５８号の２
国自旅第２１１号の２
平成２９年１１月２８日

公益社団法人　日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

旅 客 課 長

一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所において義務付けられる
運行管理者選任数変更への対応の徹底について

標記通達について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東運輸局及び近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知されたい。